

つくば市カーシェアリング運営に係る市有駐車場賃貸借契約仕様書
(産業振興センター)

1 概要及び目的

本事業は、市域におけるカーシェアリングの推進による自家用車保有台数の削減を目的として、カーシェアリングステーションを設置することを条件に、事業者へ市が保有する駐車場を貸し出するものである。

2 貸出期間

- (1) 契約日の翌日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (2) 借受人による車両、目印等の設置、撤去に要する期間は、貸出期間に含むものとする。

3 貸出物件

つくば産業振興センター駐車場の一部(配置図のとおり)
(つくば市吾妻二丁目5番地1)

※配置図に示す場所(4車室)のうち、借受人と貸出人が協議の上、利用する車室を決定するものとする。ただし、最大2車室とする。

4 賃料

- (1) 賃料は貸人が指定する期日までに一括して支払うこと。
- (2) 既納の賃料は、借受人の申出により賃貸借契約期間満了前に契約を解除した場合、これを返還しない。

5 その他の費用

カーシェアリング事業の設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用等の本事業の遂行に係る費用は、賃料とは別に全て借受人の負担とする。

6 契約方法

契約は民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定の適用を受けないものとする。

7 貸出物件の用途指定

カーシェアリングステーションの運営に限定する。

借受人は自らの責任と負担において以下業務等を行う。

- (1) カーシェアリングサービスの運営

- ア 車両の施錠や予約並びに料金精算等に係るカーシェアリングシステムを用いたカーシェアリングサービスの提供
- イ 問合せやトラブル等への対応
- ウ 緊急時の対応
- (2) カーシェアリング車両の調達
 - ア 台数
借受人の提案内容により決定する。ただし、上限は2台とする。
 - イ 車種
借受人の提案内容により決定する。新車、中古車は問わない。
- (3) カーシェアリング車両の維持管理
車検（定期点検整備及び継続検査）や法定定期点検整備、一般消耗品の交換、油脂類の交換と補充、故障修理、日常点検、清掃等。
- (4) 駐車場の整備
 - ア カーシェアリング駐車場と一目でわかる目印等の設置
 - イ その他、カーシェアリングの運営に必要な事項
- (5) データの提供
利用者数、車両の走行距離、車両の稼働時間等のデータを四半期に一度貸出人に報告すること。
- (6) 利用促進のための分析
利用状況等のデータ収集及び分析を行い、カーシェアリングの効果的な運用のための課題抽出や新たな展開を検討すること。
- (7) 効果の算出
事業の実施による目的の達成状況（自家用車保有台数及び二酸化炭素排出量削減等）の算出を行うこと。
- (8) その他
利用拡大に向けた広報活動（利用者マニュアルの作成等含む）の他、カーシェアリングサービスの運営に必要な業務を実施すること。

8 使用上の制限等

- (1) 借受人は貸出に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできない。ただし、あらかじめ貸出人から書面による承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 借受人は、駐車場の運営に当たり、貸出物件の形質を変改することはできない。ただし、あらかじめ貸出人から書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

- (3) 借受人は、原則として貸出物件及び設置した工作物をカーシェアリングの運営以外の目的に使用することはできない。
- (4) 借受人は、貸出物件の上に、建物を設置することはできない。
- (5) 借受人は、災害発生以降の相当期間において、貸出人が貸出物件の返還を求めた場合、それに応じなければならない。

9 借受人の義務

- (1) 借受人は善良なる管理責任をもって貸出物件を使用すること。
- (2) 借受人は貸出物件の使用に当たっては、他の駐車場利用者の安全を確保し、第三者の迷惑とならないよう十分に配慮すること。
- (3) 関連法令等を遵守すること。
- (4) 借受人は、貸出物件を使用して行う事業に伴う一切の責任を負う。
- (5) 借受人は、貸出人が貸出物件の管理上必要な事項を借受人に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- (6) 借受人は、貸出物件において問題が生じた場合、解決に努めることとし、解決しない場合は、事業を中止すること。

10 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがある。また、この場合、貸出人又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければならない。

- (1) 借受人が8の事項に違反し、あるいは9の義務を果たさない場合
- (2) 借受人がカーシェアリングステーションを設置しない場合
- (3) 借受人が事業の継続が難しいと判断し、貸出人に対して3か月前までに理由を添えて契約の解除を申し出た場合

11 契約の変更

契約の内容に変更が生じたときは、双方で協議の上決定する。

12 賃貸借期間終了時の条件等

- (1) 借受人は賃貸借期間が満了したとき、又は10により契約を解除された場合、直ちに自己の負担で貸出物件を現状に回復して返還しなければならない。
- (2) 借受人は貸出人に対し、貸出物件の返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることはできない。

13 実施体制

カーシェアリングステーションの設置、運営に当たっては、遂行に必要な担当者を配置するとともに、貸出人と十分に協議を行いながら業務運営ができる体制を構築すること。

14 成果物の提出

- (1) 事業報告書（内容は協議の上決定すること。）
- (2) その他貸出人が必要と認める書類等

15 その他

本事業の遂行に当たり、借受人は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。

本仕様に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、貸出人と協議すること。

配置図

産業振興センター

